

共通論題「女性」にあたって

「持続可能な開発目標（SDGs）」は、国連で採択され、二〇三〇年までに世界が目指す国際目標である。すでに様々な企業・団体、多くの大学がその取り組みに参画している。亜細亜大学も「アジア未来二〇二五」の環境としてすでに積極的な取り組みを始めており、ホームページ<sup>1)</sup>にはSDGs関連科目や学生による活動例が紹介されている。SDGsの一七のゴールのうち、ゴール5は「ジェンダーの平等を実現しよう」となっている。これを、性別でとらえれば、「女性」というキーワードがイメージできよう。

さて、亜細亜大学法学部には、二〇二〇年度現在、三二名の専任教員がおり、九名が女性教員（専門科目三名、全学共通科目六名）であり、このうち矢嶋美都子教授（中国語・中国文学）が古稀を迎えられ、ご退職になる。そこで、この機会に、法学部の女性専任教員が、本学の紀要にSDGsに関連する共通論題で研究論文の執筆することを企画した。共通論題は、「女性」である。

共通論題「女性」による論文として、本号（亜細亜法学五五卷一・二合併号）には、上田廣美教授「上場会社における女性役員登用の再検証―令和元年までしこ銘柄」報告書をてがかりとして、中益陽子准教授「遺族年金における男女の処遇差―遺族厚生年金における年齢要件を中心に」と山本高子准教授「性犯罪の規定について」の三本が掲載される。今後、『學術文化紀要』には佐藤知乃准教授と高澤美由紀准教授が執筆される予定である。

今回の共通論題企画が、法学部所属の女性専任教員による研究成果として本学の発展の一助となれば幸いである。

上田 廣美（法学研究所長・紀要編集委員長）

注

(1) <https://www.asia-u.ac.jp/about/sdgs/>